

## 5月11日定例記者会見事項書

令和8年5月11日（月）午前11時～

本庁舎4階 庁議室

### 1. 市長からの発表

- (1) 「伊賀市中央図書館」オープン！にぎわいが広がっています-----（資料No.1）
- (2) 令和7年度の移住・交流が順調です-----（資料No.2）
- (3) スポーツ合宿等誘致の補助金を導入！-----（資料No.3）
- (4) わかりやすい予算書を公開中-----（資料No.4）
- (5) 第80回芭蕉祭ロゴマーク&  
芭蕉翁献詠俳句・連句・絵手紙を募集！-----（資料No.5）
- (6) 不適切な事務に関する新ルールを制定-----（資料No.6）

### 2. その他

- (1) ゴールデンウィーク中の主な観光施設の入込客数-----（資料No.7）
- (2) 伊賀市長の資産等を公開します-----（資料No.8）
- (3) 人権啓発パネル展の開催-----（資料No.9）
- (4) 伊賀市本庁舎アート情報（5月展示）-----（資料No.10）

担当連絡先
伊賀市教育委員会事務局中央図書館 担当者名：小林・吉岡 電話番号：0595-21-6868

「伊賀市中央図書館」オープン！にぎわいが広がっています

## 1 発表内容

旧上野市庁舎 SAKAKURA BASE 内へ移転した伊賀市中央図書館が令和8年4月1日にオープンしました。

オープンから1ヶ月経過しましたので、入館者数や図書の貸出人数について報告します。

### (1) 令和8年4月 中央図書館の入館者数・貸出人数

入館者数	図書 貸出人数
41,106人	8,104人

### 〈参考〉令和6年度上野図書館実績（1ヶ月平均）

入館者数	図書 貸出人数
6,315人	5,577人

\*令和7年11月から移転準備のため休館していたので、令和6年度実績と比較を行っています。

入館者数                      令和6年度の6.5倍

図書貸出人数                令和6年度の1.5倍

### (2) 令和8年4月中央図書館 イベント開催について

日時	イベント名等	参加人数
4/4 (土) 9:30~16:30	きょうは一日おはなし会♪ おはなしマラソン ・ボランティアグループ9団体による読み聞かせ	189人
4/5 (日) 10:30~11:00	ことばで伝えるおはなし会 ・ボランティアグループ「おはなしコットン」によるストーリーテリング* (*本を読まずに生の声で語り聞かせること。)	18人
4/5 (日) 13:00~14:30	万城目学さん講演会 小説家という仕事～日常と非日常の交差点で～	60人 (抽選)

担当連絡先
地域力創造部 交流政策課 移住定住係
担当者名：上島、梅田
電話番号：0595-22-9680

## 令和7年度の移住・交流が順調です

## 1 内容

伊賀市では、平成28年度に移住コンシェルジュを配置し、移住専用の相談窓口や相談会などを行い、「移住・交流」に取り組んでいます。令和7年度の移住者等の実績等は、以下の通りです。

## (1) 移住実績

	新規相談件数 (件)	移住世帯数 (世帯)	移住者数 (人)
R3年度	147	41	95
R4年度	235	45	88
R5年度	295	46	98
R6年度	251	44	90
R7年度	253	91	144
計	1,181	267	515

## (2) 主な取り組み

	移住相談会及び プロモーション (件)	移住セミナー (件)	移住者交流会 (件)	奨学金等返還支援 (件)
R3年度	2	2	0	-
R4年度	7	3	1	-
R5年度	5	4	2	9
R6年度	3	3	2	33
R7年度	9	2	2	
計	17	12	6	42

・令和7年度は体験型移住セミナー「伊賀市空き家見学ツアー」などの体験型移住イベントを開催しました。

担当連絡先
伊賀市地域力創造部スポーツ振興課
担当者名：山岡
電話番号：0595-22-9635

## スポーツ合宿等誘致の補助金を導入！

### 1 発表事項の概要

市外の団体が伊賀市内で宿泊を伴うスポーツ合宿等を実施する際に、その宿泊費の一部を補助し、交流の促進と地域経済の活性化を図る。

### 2 発表内容

#### (1) 目的

スポーツ団体等が行う合宿等を誘致し、本市のスポーツ振興、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図る。

#### (2) 内容

スポーツ合宿等に要する経費のうち、選手、監督及びコーチ等の宿泊に係る経費に対し補助を行う。

【補助金の額】 延べ宿泊数に 2,000 円を乗じて得た額

※ 1 団体当たり 1 回のスポーツ合宿等につき 20 万円を限度とする。

#### (3) 発足年月日

令和8年4月1日

#### (4) 対象者

以下の要件のいずれにも該当するもの

- ・ 市外に所在する団体であること。
- ・ 市内においてスポーツ合宿等を実施すること。
- ・ 市内の宿泊施設において延べ宿泊数（スポーツ合宿等に参加し宿泊した者それぞれの宿泊日数を合算した数をいう）が5人泊以上であること。
- ・ 営利活動を目的としないこと。

- 団体のホームページやSNS等を活用して、伊賀市でのスポーツ合宿等の様子を発信すること。

※国、県、他の地方公共団体等から助成を受けているものは、補助対象者としてしない。

(5) 従来との比較

(6) 他市の状況

- 志摩市：(祝日・日曜～木曜) 延べ宿泊者数×2,000 円  
(祝前日・金曜・土曜) 延べ宿泊者数×1,000 円
- 伊勢市：宿泊延べ人数×1,000 円
- 鳥羽市：延べ宿泊人数×2,000 円
- 四日市市：宿泊者1名につき1泊 1,000 円

(7) その他

3 特記事項

# スポーツでつながる 笑顔あふれる合宿地

## 伊賀市

### IGA NINJA CITY

#### 【補助額】

延べ宿泊者数 × 2,000円 (1名1泊2,000円)

1団体あたり最大20万円

伊賀市スポーツ合宿  
補助金使えます

ようこそ  
伊賀市へ

トレーニングもリフレッシュも！！すべてが叶うまち「伊賀」

たくさんの施設で楽しい合宿体験を提供します。

すべての人にやさしい環境を整え、  
自然の中で安心してご利用いただけます。

問い合わせ：伊賀市地域力創造部スポーツ振興課  
TEL：0595-22-9635 FAX：0595-22-9694  
E-mail：sports@city.iga.lg.jp



担当連絡先
伊賀市財務部財政課財政係 担当者名：稲森、丸野 電話番号：0595-22-9608

令和8年度伊賀市の予算「わかりやすい予算書」の作成及び公表について

1 発表内容

(1) 目的

市民の皆様と市政に関する情報を共有しながら、まちづくりを進めるため、「伊賀市の予算」をよりわかりやすく、市民の皆様にお知らせすることを目的に作成

(2) 規格・頁数

別添のとおり

(3) 公表方法

市ホームページで掲載のほか、本庁財政課や各支所で希望者に冊子を配布する。

担当連絡先
伊賀市地域力創造部 文化振興課 文化振興係 担当者名：藤島、水谷 電話番号：0595-41-0400

## 第80回芭蕉祭ロゴマーク募集

### 1 発表事項の概要

松尾芭蕉生誕の地である伊賀市では、令和8年度に第80回芭蕉祭を開催します。

第80回の開催にあたっては、80年継続してきたことへの感謝と誇りを共有するとともに、少子化が加速するなか、次の10年に向けて市民に愛着を持ってもらえる式典とすることを目指します。

この80回の節目の年に、芭蕉祭への親しみの醸成および芭蕉祭の発展・繁栄を目的として、市民や来訪者に親しまれるロゴマークを広く募集します。

### 2 発表内容

- (1) 目的 市民をはじめ、市外県外の人々に伊賀市が松尾芭蕉生誕の地であることを知ってもらい、松尾芭蕉、芭蕉祭への親しみを醸成するため、市民参加型事業として広く募集します。
- (2) 内容 令和8年度以降、芭蕉祭におけるすべての事業周知に活用する（リーフレット、パンフレット、市広報やホームページなどあらゆる媒体）ロゴマーク作成の公募です。

(3) 募集方法

①応募先 伊賀市役所地域力創造部文化振興課

②応募期間 令和8年5月11日(月)～令和8年6月26日(金)  
※締切日必着

③応募方法 ログフォーム

(4) 結果の発表方法 令和8年10月12日(月・祝)に開催する第80回芭蕉祭式典で、市長より賞状および副賞を授与します。

担当連絡先
伊賀市地域力創造部 文化振興課 文化振興係 担当者名：藤島、水谷 電話番号：0595-41-0400

第80回芭蕉祭 芭蕉翁献詠俳句・連句・絵手紙募集！

1 発表内容

芭蕉翁の遺徳を偲び、献詠俳句等を募集します。

2 募集内容（応募方法や注意事項等は募集要項をご覧ください。）

○芭蕉翁献詠俳句

①一般の部 1人10句まで

②テーマの部 「広」 1人4句まで

「広」・・・令和8年、第80回の開催であり、漢数字の「八」からイメージされる末広がり「広」をテーマとし、芭蕉祭が、これからも市民の皆さんに親しまれ、発展・繁栄することを願って設定しました。

③英語俳句の部 1人4句まで

④児童生徒の部 1人2句まで

○芭蕉翁献詠連句 1連衆3巻以内

○芭蕉翁献詠絵手紙 1人2作品まで

3 賞・発表

特選者には賞状及び副賞、入選者には賞状を送付します。

特選者は10月12日（月・祝）の芭蕉祭式典で表彰します。

担当連絡先
伊賀市総務部総務課 行政係
担当者名：中山、中西
電話番号：0595-22-9601

## 不適切な事務に関する新ルールを制定

### 1 発表事項の概要

伊賀市不適切な事務処理等の公表に関する要綱を定め、不適切な事務処理等が発生した場合に、その事案の公表を行うことといたしました。

### 2 発表内容

#### (1) 目的（制度を設ける目的を簡潔に記載）

不適切な事務処理等を公表することにより、行政の透明性を確保し市民との信頼関係を築くとともに、類似事例の再発防止を図るものです。

#### (2) 内容（要点を絞って記載）

不適切な事務処理等が発生した場合、概要をホームページで公表します。原則として、1カ月分を翌月の中旬頃に公表する予定ですが、重大な事例が発生した場合は個別に公表を行います。

#### (3) 発足年月日（開始、発足、発効年月日等を記載）

令和8年5月1日施行（公表は6月に5月分を公表する）

#### (4) 対象者（範囲や人数、条件等を記載）

ホームページで公表を行います。

## 伊賀市不適切な事務処理等の公表に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀市の市長部局における不適切な事務処理等（指定管理業務及び委託(委任)業務における場合を含む。）について、公表を原則とすることにより、行政の透明性を確保し市民との信頼関係を築くとともに、再発防止を図り、より一層の情報開示を進めるために必要な事務処理の手順等について定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不適切な事務処理等 不適切な事務処理、個人情報の漏洩及び職務上の法令違反をいう。
- (2) 不適切な事務処理 次に掲げる要件を全て満たす事象をいう。
  - ア 事務処理における確認不十分、不注意等を主たる原因とする所期の目的と異なる結果を生起させた事象
  - イ 手順を定めて遵守することにより、防止が可能である事象
  - ウ 市民の権利、利益又は生活に具体的な影響を与え、又は与えるおそれのある事象
- (3) 個人情報の漏洩 事務の過程又は結果において、個人情報の漏洩が生じた事象
- (4) 所属長 不適切な事務処理等のあった業務又は不適切な事務処理等を行った職員が所属する課等の長をいう。
- (5) 所管部局長 不適切な事務処理等のあった業務又は不適切な事務処理等を行った職員が所属する課等を所管する部局の長をいう。
- (6) 判明日 不適切な事務処理等の事実が確定した日をいう。

## (公表の対象)

第3条 不適切な事務処理等の公表は、別表第1に定める公表区分に応じて行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 公表することが市民等関係者に不利益をもたらすおそれがあるとき。
- (2) 公表することが捜査、裁判等に支障を来すおそれがあるとき。
- (3) 当該不適切な事務処理等の原因が、当市以外の者に起因するとき。
- (4) 伊賀市職員の懲戒処分等の公表基準（平成19年伊賀市訓令第44号）の対象となるとき。

(公表の決定)

第4条 所属長は、所属内における不適切な事務処理等が判明したときは、直ちに市長・副市長報告書(別記様式。以下「報告書」という。)により、市長、副市長その他別表第2に掲げる職にある者への報告を行わなければならない。

2 所管部局長は、前項の規定により報告を受けたときは、当該不適切な事務処理等について、第3条に規定する公表区分を決定しなければならない。

3 所属長は、公表に当たって必要があるときは、関係する団体及び個人に事前の了承を得るものとする。

(個別公表)

第5条 不適切な事務処理等のうち前条第2項の規定により個別公表と決定したものの公表は、次の各号に定めるところによる。

(1) 公表は、報道関係者への資料提供及び市ホームページ(以下「ホームページ」という。)への掲載により行う。

(2) 所属長は、当該不適切な事務処理等の内容に応じて、判明日から10開庁日以内の適切な時機に公表を行う。

(3) 所属長は、公表の日の前日(不適切な事務処理等の内容により至急に公表する必要がある場合は、公表の日)までに報告書及び公表に用いる資料を作成し、総務課長に提出する。

(4) 報道関係者への資料提供は、所属長が行う。

(5) ホームページへの掲載は、総務課長が行う。

(6) 公表に関する問合せの対応は、所属長が行う。

(一括公表)

第6条 不適切な事務処理等のうち第4条第2項の規定により一括公表と決定したものの公表は、次の各号に定めるところによる。

(1) 公表は、ホームページへの掲載により行う。

(2) 所属長は、判明日から10開庁日以内に報告書を作成し、総務課長に提出する。

(3) 総務課長は、前号の規定により提出された報告書を種類ごとに区分し、原則として毎月15日に、判明日が前月であるものをホームページに掲載する。

(4) 公表に関する問合せの対応は、原則として所属長が行う。

(再発防止策の対応等)

第7条 所属長は、内部リスクを整理し必要な再発防止策を講じるとともに、内部統制基本方針に基づき適切に処理するものとする。

2 総務課長は、第5条及び第6条の規定により公表した不適切な事務処理等に係る報告書の写しを、公表後速やかに行政改革課長に提出するものとする。

(文書の保存年限)

第8条 別記様式の保存年限は、1年とする。ただし、別に定めた場合は、この限りでない。

附 則

この告示は、令和8年5月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

公表区分	要件
個別公表	(1) 100人を超える個人情報の漏洩があったもの (2) 特に秘匿性の高い個人情報の漏洩があったもの (3) 今後、被害拡大又は二次被害のおそれがあるもの (4) 市民等の生命、身体又は財産に深刻な影響を与えたもの (5) 市民又は社会に原状回復しがたい影響を与えたもの (6) 関係者への説明が個別に行い難いもののうち、市民等への速やかな注意喚起が必要なもの (7) 故意または重大な過失による誤った事務処理があったもの (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が公表すべきと判断するもの
一括公表	個別公表の要件に該当しないもの

別表第2 (第4条関係)

政策調整統括参与 総合危機管理統括参与 所管部長 未来政策部次長 未来政策部 秘書広報課長 総務部長 総務部次長 総務部人事課長 (人事案件の場合のみ)
---

担当連絡先
産業振興部 観光振興課
担当者名：伊藤、松村
電話番号：0595-22-9670

## ゴールデンウィーク中の主な観光施設の入込客数

(単位 人)

	調査施設	令和8年 (8日間) 4/29～5/6	令和7年 (11日間) 4/26～5/6	令和6年 (10日間) 4/27～5/6
1	伊賀上野城	6,489	6,238	6,629
2	伊賀流忍者博物館	6,982	7,603	8,788
3	芭蕉翁記念館	508	643	695
4	芭蕉翁生家	225	253	245
5	蓑虫庵	212	386	209
6	だんじり会館	449	257	298
7	伊賀焼伝統産業会館	423	459	489
8	伊賀伝統伝承館 伊賀くみひも組匠の里	794	1,035	783
9	伊賀の国大山田温泉 さるびの	8,269	9,857	10,354
10	島ヶ原温泉 やぶっちゃんの湯	6,599	7,248	8,182
11	伊賀の里モクモク 手づくりファーム	19,861	23,238	25,796
12	伊賀流忍者体験施設 「万川集海」	4,396	-	-
13	伊賀焼窯元 長谷園窯出し市	35,000	35,000	35,000
	<b>合計</b>	<b>90,207</b>	<b>92,217</b>	<b>97,468</b>

次のとおり取り扱ってください。

解禁日

新聞 5月18日(月) 朝刊  
テレビ・ラジオ 5月18日(月) 午前8時30分  
インターネット 5月18日(月) 午前0時

担当連絡先

未来政策部 秘書広報課  
担当者名：石黒、米谷  
電話番号：0595-22-9600

伊賀市長の資産等を公開します

1 発表事項の概要

伊賀市長の資産等の公開に関する条例及び同施行規則に基づき「関連会社等報告書」、「所得等報告書」及び「資産等補充報告書」が提出されましたので、これを公開します。

2 発表内容

(1) 「資産等補充報告書」等の記載内容について

①関連会社等報告書（令和8年4月1日現在で報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いているもの）

別紙のとおり

②所得等報告書（令和7年中の総所得金額及び山林所得金額に係る各種所得等）

別紙のとおり

③資産等補充報告書（令和7年中に新たに有することとなった資産で、同年12月31日現在で所有しているもの）

該当なし

(2) 資産等報告書等の閲覧について

①期 日 令和8年5月18日から  
令和13年4月30日まで

\*ただし、土・日・祝日及び12月29日から翌年1月3日までの市の休日を除く

②時 間 午前8時30分から午後5時15分まで

※令和8年9月1日以降は、午前9時から午後4時半まで

③場 所 伊賀市役所 未来政策部 秘書広報課（4階）

（別紙）伊賀市長の資産等の公開の資料

① 関連会社等報告書（令和8年4月1日現在、報酬を得て役員等に就任している法人等）

会社その他の法人の名称	住 所	役員、顧問その他の職名
伊賀南部環境衛生組合	伊賀市奥鹿野 1990 番地	副管理者
三重地方税管理回収機構	津市桜橋3丁目 446 番地 34	議員

② 所得等報告書（令和7年1月から令和7年12月までの所得）

種 類	所 得 金 額	備 考
給与所得	13,191,570円	給与

担当連絡先
人権生活環境部 人権政策課
担当者名：島袋
電話番号：内線 2611

## 人権啓発パネル展の開催

### (1) 目的

毎月テーマを変えてパネル展を開催し、より多くの市民に人権啓発パネル等を見てもらうことで、さまざまな人権問題に触れてもらい、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消をめざします。テーマもそれぞれ違いますので、ひとりでも多くの市民の方に興味を持っていただければと思います。

### (2) 展示内容

#### ①人権政策課「人権啓発パネル展」

災害は誰にでも平等に降りかかると言われます。しかしその被害は決して平等ではありません。

災害は私たちが普段の生活で抱えている格差や差別、偏見といった社会のひずみを極限状態で一気に噴出させる性質を持っております。多様な人々が互いの違いを認め合い、支えあえる関係性が育まれる地域を目指します。

性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による男女感での不平等や、性別による役割意識の存在が様々な調査結果から明らかとなっています。性別にかかわらず多様な主体がいきいきと活躍できる社会をめざして、あらためて女性の人権について考えるきっかけとしていただければと思います。

テーマ：「災害と人権」「女性の人権」(チラシ添付)

期 間：5月1日(金)～5月28日(木) 平日のみ 午前8時30分～午後5時15分

場 所：伊賀市役所 本庁舎3階フロア (伊賀市四十九町 3184 番地)

#### ②寺田市民館「じんけん」パネル展

2022年に実施された県民意識調査の中から部落差別(同和問題)を中心に調査結果を見ていくとともに、私たち一人ひとりが部落差別(同和問題)をはじめとする人権問題の解決に向けて、どのように行動していくかを紹介するパネルです。

テーマ：「三重県民意識調査から見えてくること」(チラシ添付)

期 間：5月8日(金)～5月28日(木) 平日のみ 午前9時～午後5時

※5月12日(火)・19日(火)は午後7時30分まで延長

場 所：寺田教育集会所 第1学習室(伊賀市寺田 225 番地)

#### ③いがまち人権センター「いがまち人権パネル展」

『子どもの権利条約』の基本原則の一つに「子どもの最善の利益」があります。「子どもの最善の利益」とは、こどもにとって一番善いことという意味です。子どもたちにとって一番善いと思うこと、それを大人や社会は大切にします。それはこどもたちの未来を保障するための大人の約束ごとなのです。差別のない社会をめざすために、一人ひとりができること、やってみたいことを見つけませんか。

パネルを通じて人権とは、どのようなものか改めて考えていただきたいと思います。

テーマ：「こどもの権利」(チラシ添付)

期 間：5月7日(木)～5月21日(木) 平日のみ 午前9時～午後5時

※5月7日(木)・14日(木)・21日(木)は午後7時30分まで延長

場 所：いがまち人権センター(伊賀市柘植町 8898)

# 人権啓発パネル展

性別にかかわらず、いきいきと活躍できる社会をめざして  
(女性の人権問題)

【場所】 3階北側 エレベーターホール

【内容】 性別にかかわらず、家庭生活や仕事、地域の活動など、多様な主体が活躍できる社会を考えます。

災害と人権 ～「誰一人取り残さない」を実現するために～

【場所】 3階南側 国調閲覧室 壁面

【内容】 大規模災害が発生した際に、格差や差別、偏見で起きる被害について考えます。

てらだしみんかん

てん がつ

# 寺田市民館「じんけん」パネル展5月

みえけんみんいしきちょうさ

## 三重県民意識調査から

み

## 見えてくること

ねん じっし

けんみんいしきちょうさ

なか

ぶらくさべつ

2022年に実施された県民意識調査の中から部落差別（

どうわもんだい ちゅうしん ちょうさけつか み

わたし ひとり

同和問題）を中心に調査結果を見ていくとともに、私たち一人ひ

ぶらくさべつ どうわもんだい

じんけんもんだい かいけつ む

とりが部落差別（同和問題）をはじめとする人権問題の解決に向

こうどう

しょうかい

けて、どのように行動していくかを紹介するパネルです。

ばしょ

てらだきょういくしゅうかいしょ だい がくしゅうしつ

場所：寺田教育集会所 第1学習室

にちじ

がつようか きん にち もく

日時：5月8日（金）～28日（木）9:00～17:00

えんちょうび

がつ にち か にち か

延長日：5月12日（火）・19日（火）

てんじ

\*19:30まで展示しています。



と あ さき てらだしみんかん

お問い合わせ先：寺田市民館

TEL/FAX 23-8728

じんけんせんたーばねるてん  
いがまち人権センターパネル展

けんり  
～ こどもの権利 ～

いがまち人権センターでは、人権に関するパネル展を毎月行っています。

5月は『こどもの人権』という内容で展示します。

1989年、国連総会で、世界の18歳までの子ども達の人権を守るために『子どもの権利条約』  
が取り決められました。

『子どもの権利条約』では、「子どもの最善の利益」が最も大切にされています。「子どもの最善の利益」とは、子どもにとって一番善いことという意味です。

あなたが自分にとって一番善いと思うこと、それを大人や社会は大切にします。それは子ども達の  
未来を保障するための大人の約束ごとなのです。

差別のない社会をめざすために、一人ひとりができること、やってみたいことを見つけませんか。

パネルを通じて人権とは、どのようなものか改めて考えていただきたいと思います。

がっ じんけん へいわてー  
《5月の人権・平和デー》

1日 メーデー / 3日 憲法記念日 / 世界報道自由デー

5日 こどもの日 / 児童憲章制定記念日

8日 赤十字デー

8日～9日 第2次大戦中に命を失った全ての人に追悼を捧げる日

12日 民生委員・児童委員の日 / 15日 国際家族デー

21日 対話と発展のための世界文化多様性デー

25日 アフリカデー

ゆうじん ちじん さそ あ がくしゅう ふか こころ  
友人・知人を誘い合って学習を深めてください。心よりお待ちしております

【期 間】 2026年5月7日(木)～21日(木) 午前9時～午後5時

※ただし、土・日曜日・祝日は休館します。

※7日(木)、14日(木)、21日(木)、は午後7時30分まで延長します。

【展示形式】 企画パネル

【展示会場】 〒519-1402 伊賀市柘植町8898番地

伊賀市人権生活環境部同和課いがまち人権センター

電話番号(0595)45-4482

(最寄の I C )名阪国道上柘植 I C より、車で約2分

担当連絡先
地域力創造部文化振興課 担当者名：井田 電話番号：0595-41-0400

## 伊賀市本庁舎アート情報（5月展示）

### 《発表内容》

伊賀市本庁舎を利用して、絵画等の展示場所を市民に提供することと、市民の誰もが文化芸術に触れることができる場所を提供するために、本庁舎4階に市民ミニギャラリーを設置し、作品を展示しています。

今月の展示は次のとおりです。

また、多くの皆さんに文化芸術に触れ親しんでいただくため、本庁舎1階にも、美術作品や生花を展示します。

(1) 展示場所 伊賀市本庁舎4階 市民ミニギャラリー  
1階 玄関横

(2) 展示期間 5月1日（金）～5月29日（金）  
午前8時30分～午後5時15分（市役所の開庁時間に準ずる。）  
※準備・撤去の都合により展示のない時間帯が生じる場合があります

### (3) 展示内容

#### ○【4階市民ミニギャラリー】

第21回伊賀市民美術展覧会（市展「いが」）高校生入賞作品

かいがぶちもん  
絵画部門

「こっち向いて！」<sup>む</sup>福田 <sup>ゆい</sup>優衣さん（上野高等学校）

「偶像崇拜」<sup>くうそうすうはい</sup>古川 <sup>あやか</sup>綾花さん（伊賀白鳳高等学校）

「Spotlight」<sup>すぼっとらいと</sup>竹住 <sup>ゆあん</sup>友杏さん（上野高等学校）

「笑顔」<sup>えがお</sup>井上 <sup>りな</sup>里菜さん（上野高等学校）

「可惜夜の狐」<sup>あたらよ</sup>眞栄田 <sup>まえた</sup>咲季（伊賀白鳳高等学校）

#### ○【1階玄関横】

第21回伊賀市民美術展覧会（市展「いが」）高校生入賞作品

ちようそこうげいぶちもん  
彫塑工芸部門

「スローライフ」<sup>なかむら</sup>中村 <sup>とあ</sup>翔蒼さん（伊賀白鳳高等学校）

「温もり」<sup>ぬく</sup>山本 <sup>ふき</sup>踏さん（飯野高等学校）

なが とき やまおか ゆ な  
「流るる時」山岡 由奈さん（伊賀白鳳高等学校）

しよぶもん  
書部門

さんとうひせつ よしゆじ あやの  
「棧道飛雪」吉藤 綾乃さん（伊賀白鳳高等学校）

りん げんみょうかんじゅうしゅうさんもんき もりうち は な  
「臨 玄妙観重 修三門記」森内 花那さん（上野高等学校）

かどう い が かどうきょうかい  
○華道（伊賀華道協会）

4月27日	～	5月1日	さがごりゅう 嵯峨御流
5月7日	～	5月8日	いけのぼう 池坊
5月11日	～	5月15日	みしょうりゅう 未生流
5月18日	～	5月22日	さがごりゅう 嵯峨御流
5月25日	～	5月29日	とうふくじみしょうりゅう 東福寺未生流

(4) 主催者 伊賀市 地域力創造部 文化振興課